

新 旧 対 照 表

改正後

改正前

高知県森林資源循環利用促進事業費補助金交付要綱

高知県森林資源循環利用促進事業費補助金交付要綱

第1条～第7条 【略】

第1条～第7条 【略】

第8条 (1)～(4) 【略】

第8条 (1)～(4) 【略】

(5) 別表第1の事業区分(1)の補助事業により施工した作業道等や同事業区分(4)工種イの補助事業により導入又は改良した機械等を利用して生産される原木は、県内の原木市場、製材工場及び木質バイオマス発電所等(以下「県内加工事業者等」という。)へ別表第3及び別表第7の補助の条件に基づき供給しないとき。また、同事業区分(1)の補助事業については、事業完了後、1年以上皆伐に着手しないとき及び4年以内に皆伐が完了しないとき、並びに皆伐が終了した年度の翌年度から起算して2年以内に再造林を完了しないとき。また、同事業区分(1)工種アにおいて、皆伐完了時の路網密度が1ヘクタール当たり200メートルを超えたとき。ただし、対象森林の全部若しくは一部が公用、公共用若しくは公益事業の用に供されたとき又は火災、天災その他事業者の責めに帰することができない事由により対象森林の全部若しくは一部が滅失したときは、この限りでない。

(5) 別表第1の事業区分(1)の補助事業により施工した作業道等や同事業区分(4)工種イの補助事業により導入又は改良した機械等を利用して生産される原木は、県内の原木市場、製材工場及び木質バイオマス発電所等(以下「県内加工事業者等」という。)へ別表第3及び別表第7の補助の条件に基づき供給しないとき。また、同事業区分(1)の補助事業については、事業完了後、1年以上皆伐に着手しないとき及び4年以内に皆伐が完了しないとき、並びに皆伐が終了した年度の翌年度から起算して2年以内に再造林を完了しないとき。ただし、対象森林の全部若しくは一部が公用、公共用若しくは公益事業の用に供されたとき又は火災、天災その他事業者の責めに帰することができない事由により対象森林の全部若しくは一部が滅失したときは、この限りでない。

(6)～(7) 【略】

(6)～(7) 【略】

第9条～第12条 【略】

第9条～第12条 【略】

第13条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとする。実績報告は、別表第1の事業区分(1)、(3)及び(4)工種イについては所長に、補助事業の完了の日若しくは廃止の承諾を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。また、同事業区分(4)工種アについては知事に、補助事業の完了の日若しくは廃止の承諾を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

第13条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとする。実績報告は、別表第1の事業区分(1)、(3)及び(4)工種イについては所長に、補助事業の完了の日若しくは廃止の承諾を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。また、同事業区分(4)工種アについては知事に、補助事業の完了の日若しくは廃止の承諾を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

第13条第2項～第17条 【略】

第13条第2項～第17条 【略】

附 則

附 則

- この要綱は、令和6年4月2日から施行する。
- この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第7条、第8条、第13条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

- この要綱は、令和6年4月2日から施行する。
- この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第7条、第8条、第13条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

附 則

この要綱は、令和6年11月7日から施行する。ただし、同日前に申請済みの令和6年度事業については、なお従前の例による。

この要綱は、令和6年11月7日から施行する。ただし、同日前に申請済みの令和6年度事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第2条、第4-9条、第11-14条関係)

別表第1(第2条、第4-9条、第11-14条関係)

事業区分	工種	事業内容	補助事業者
(1)原木増産推進事業	ア 作業道開設 イ 作業ポイント ウ 集材架線 <u>エ 防護管取付等</u>	特に効率的な施業が可能な森林の区域(森林法施行規則1号ロの規定に基づく区域。以下「林業適地」という。)かつ森の工場事業実施計画の承認区域内における原木の生産に必要な作業道開設、作業ポイント及び集材架線の整備 <u>等</u> に対する支援	森の工場事業実施計画の承認を受けた事業者で県内に事業所を有しているもの

事業区分	工種	事業内容	補助事業者
(1)原木増産推進事業	ア 作業道開設 イ 作業ポイント ウ 集材架線	特に効率的な施業が可能な森林の区域(森林法施行規則1号ロの規定に基づく区域。以下「林業適地」という。)かつ森の工場事業実施計画の承認区域内における原木の生産に必要な作業道開設、作業ポイント及び集材架線の整備に対する支援	森の工場事業実施計画の承認を受けた事業者で県内に事業所を有し、 <u>県内に法人登記をしているもの</u>

新 旧 対 照 表

改正後				改正前			
(2)再造林等支援事業	ア 人工造林 イ 付帯施設等整備 ウ 下刈り	造林事業又は木材安定供給推進事業で採択された人工造林及び付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）又は3回までの下刈りに対する支援	市町村、森林組合、生産森林組合、森林所有者、森林整備法人、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画の実施主体に位置付けられた者及び選定経営体	(2)再造林等支援事業	ア 人工造林 イ 付帯施設等整備 ウ 下刈り	造林事業又は木材安定供給推進事業で採択された人工造林及び付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）又は3回までの下刈りに対する支援	市町村、森林組合、生産森林組合、森林所有者、森林整備法人、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画の実施主体に位置付けられた者及び選定経営体
(3)林地残材等搬出支援事業	林地残材等搬出	林業適地において、再造林を行う皆伐施業地から発生する林地残材等（C材、D材又はそれらを破碎したもの）を有効利用するために必要な山土場から利用施設までの運搬に対する支援	市町村、森林組合、生産森林組合、森林所有者、森林整備法人、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画の実施主体に位置付けられた者及び選定経営体	(3)林地残材等搬出支援事業	林地残材等搬出	林業適地において、再造林を行う皆伐施業地から発生する林地残材等（C材又はD材）を有効利用するために必要な山土場から利用施設までの運搬に対する支援	市町村、森林組合、生産森林組合、森林所有者、森林整備法人、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画の実施主体に位置付けられた者及び選定経営体
(4)スマート林業実証等支援事業	ア 先端機械実証データ取得	新しい林業機械の実証データの取得に対する支援	選定経営体かつ森の工場事業実施計画の承認を受けたもの	(4)スマート林業実証等支援事業	ア 先端機械実証データ取得	新しい林業機械の実証データの取得に対する支援	選定経営体かつ森の工場事業実施計画の承認を受けたもの
	イ 作業システム向上実践支援	スマート林業の推進や作業システムの改善による生産性の向上や労働強度の軽減、省力化に必要となる既存機械の改良並びに機械装置及び設備の導入に対する支援	選定経営体かつ森の工場事業実施計画の承認を受けたもの		イ 作業システム向上実践支援	スマート林業の推進や作業システムの改善による生産性の向上や労働強度の軽減、省力化に必要となる既存機械の改良並びに機械装置及び設備の導入に対する支援	選定経営体かつ森の工場事業実施計画の承認を受けたもの

※表中の「選定経営体」とは、平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知「林業経営体の育成について」に基づき知事が選定した育成経営体を指す。

※補助金については、事業区分間で流用してはならない。

別表第2（第2条、第6－7条、第10条関係） 【略】

別表第3（第3条、第8条関係）

事業区分	補助対象経費	工種	呼称単位	補助率	補助の条件
原木増産推進事業	林業適地かつ森の工場事業実施計画の承認区域内における皆伐作業に必要な作業道開設、作業ポイント又は集材架線の整備等に要する経費とする。	ア 作業道開設	メートル	次の区分ごとに定める単価を用いて算定した額とする。 ア 幅員2.5メートル以上3.0メートル未満 1メートル当たり1,100円以内 イ 幅員3.0メートル以上 1メートル当たり1,500円以内	・作業ポイントの整備においては、1箇所当たりの面積が90平方メートル以上であること。
		イ 作業ポイント	箇所	次に定める単価を用いて算定した額とする。 1箇所当たり55,000円以内	

※表中の「選定経営体」とは、平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知「林業経営体の育成について」に基づき知事が選定した育成経営体を指す。

※補助金については、事業区分間で流用してはならない。

別表第2（第2条、第6－7条、第10条関係） 【略】

別表第3（第3条、第8条関係）

事業区分	補助対象経費	工種	呼称単位	補助率	補助の条件
原木増産推進事業	林業適地かつ森の工場事業実施計画の承認区域内における皆伐作業に必要な作業道開設、作業ポイント又は集材架線の整備に要する経費とする。	ア 作業道開設	メートル	次の区分ごとに定める単価を用いて算定した額とする。 ア 幅員2.5メートル以上3.0メートル未満 1メートル当たり1,100円以内 イ 幅員3.0メートル以上 1メートル当たり1,500円以内	・作業ポイントの整備においては、1箇所当たりの面積が90平方メートル以上であること。
		イ 作業ポイント	箇所	次に定める単価を用いて算定した額とする。 1箇所当たり55,000円以内	

新 旧 対 照 表

改正後					改正前						
		ウ 集材架線	メートル	次に定める単価を用いて算定した額とする。 1メートル当たり 600 円以内	・集材架線においては、主索支間長が 300 メートル以上であること。 ただし、2 段集材の場合は、主索支間長の合計距離が 300 メートル以上のとき、合計距離を補助対象とする。 ・H 型集材等については主索 2 本の延長全てを対象とする。			ウ 集材架線	メートル	次に定める単価を用いて算定した額とする。 1メートル当たり 600 円以内	・集材架線においては、主索支間長が 300 メートル以上であること。 ただし、2 段集材の場合は、主索支間長の合計距離が 300 メートル以上のとき、合計距離を補助対象とする。 ・H 型集材等については主索 2 本の延長全てを対象とする。
		エ 防護管取付等	箇所	次に定める単価を用いて算定した額とする。 1 箇所当たり 178,000 円以内	・防護管取付等においては、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 20 条に基づき事業者の講ずべき措置等を行うとき、補助対象とする。						

(注) 1～6 【略】

(注) 1～6 【略】

別表第 4 (第 3 条、第 8 条関係)

事業区分	補助対象経費	工種	補助率	補助の条件
再造林等支援事業	造林事業及び木材安定供給推進事業で採択された人工造林及び付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）に要する経費。	ア 人工造林 イ 付帯施設等整備	補助率は、知事が別に定める標準経費の 86(90)パーセントから高知県造林事業費補助金及び高知県木材安定供給推進事業費補助金の補助金額（以下「 <u>基礎補助金額</u> という。）を差し引いた額以内とする。 なお、造林事業で査定係数 90 が適用される場合は標準経費の 54(58)パーセントから基礎補助金額を差し引いた額以内とする。ただし、耕作放棄地への人工造林にあっては、標準経費の 86(90)パーセントから基礎補助金額を差し引いた額以内とする。 また、人工造林にコンテナ苗を使用する場合は 86(90)及び 54(58)パーセントを 91(95)及び 59(63)パーセントに読み替える。 上記の括弧内の数字は、林業適地、特定機能回復事業又は保安林の一部条件において実施した場合に適用する。	以下のすべてを満たすこと (1) 造林事業及び木材安定供給推進事業での採択を受けた者。 (2) 低密度植栽であること。 (3) 木材安定供給推進事業においては補助率が 3 分の 2 で採択されたもの。 (4) 林業適地以外で人工造林を行う場合は、広葉樹の植栽本数を半数以上とすること。

別表第 4 (第 3 条、第 8 条関係)

事業区分	補助対象経費	工種	補助率	補助の条件
再造林等支援事業	造林事業及び木材安定供給推進事業で採択された人工造林及び付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）に要する経費。	ア 人工造林 イ 付帯施設等整備	補助率は、知事が別に定める標準経費の 86(90)パーセントから高知県造林事業費補助金及び高知県木材安定供給推進事業費補助金の補助金額を差し引いた額以内とする。 なお、造林事業にあっては補助率が 36 パーセントの場合は標準経費の 18(22)パーセント以内とし、耕作放棄地への人工造林にあっては、標準経費の 50(54)パーセント以内とする。 また、人工造林にコンテナ苗を使用する場合は 86(90)、18(22)及び 50(54)パーセントを 91(95)、23(27)及び 55(59)パーセントに読み替える。 上記の括弧内の数字は、林業適地、特定機能回復事業又は保安林の一部条件において実施した場合に適用する。 なお、適用する補助率の詳細は、下表のとおりとする。	以下のすべてを満たすこと (1) 造林事業及び木材安定供給推進事業での採択を受けた者。 (2) 低密度植栽であること。 (3) 木材安定供給推進事業においては補助率が 3 分の 2 で採

新旧対照表

改正後				改正前																																																																																																																															
造林事業及び木材安定供給推進事業で採択された下刈りに要する経費。	下刈り	補助率は、知事が別に定める標準経費の18%以内とする。	(1) 3回までの下刈りであること。 (2) <u>工種ア人工造林での採択を受けたものであること。</u>	造林事業及び木材安定供給推進事業で採択された下刈りに要する経費。	下刈り	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th rowspan="2">細目</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">植栽本数/ha</th> <th colspan="2">造林補助事業</th> <th colspan="2">再造林等支援事業(高上げ補助率)</th> <th colspan="2">合計補助率</th> </tr> <tr> <th>事業区分</th> <th>査定係数</th> <th>補助率</th> <th>普通林</th> <th>保安林</th> <th>普通林</th> <th>保安林</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">人工造林及び付帯施設等整備</td> <td rowspan="6">林業適地</td> <td rowspan="2">普通苗及び付帯施設</td> <td>2,000本以下</td> <td>直接支援</td> <td>180</td> <td>72%</td> <td>再造林：18% 付帯施設：18%</td> <td>18%</td> <td>再造林：90% 付帯施設：90%</td> <td>再造林：90% 付帯施設：90%</td> </tr> <tr> <td>2,001本～2,500本</td> <td>直接支援</td> <td>170</td> <td>68%</td> <td>再造林：2,000本/ha以上の18% 付帯施設：18%</td> <td>22%</td> <td>再造林：88% 付帯施設：88%</td> <td>再造林：88% 付帯施設：88%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業適地外</td> <td>2,000本以下</td> <td>直接支援</td> <td>170</td> <td>68%</td> <td>再造林：18% 付帯施設：18%</td> <td>18%</td> <td>再造林：90% 付帯施設：90%</td> <td>再造林：90% 付帯施設：90%</td> </tr> <tr> <td>2,001本～2,500本</td> <td>直接支援</td> <td>170</td> <td>68%</td> <td>再造林：2,000本/ha以上の18% 付帯施設：18%</td> <td>18%</td> <td>再造林：88% 付帯施設：88%</td> <td>再造林：88% 付帯施設：88%</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">コンテナ苗</td> <td rowspan="2">林業適地</td> <td>2,000本以下</td> <td>直接支援</td> <td>180</td> <td>72%</td> <td>23%</td> <td>23%</td> <td>95%</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>2,000本超え(原則、保安林に限る)</td> <td>直接支援</td> <td>170</td> <td>68%</td> <td>(原則、対象外)</td> <td>27%</td> <td>91%</td> <td>91%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">林業適地外</td> <td>2,000本以下</td> <td>直接支援</td> <td>170</td> <td>68%</td> <td>23%</td> <td>23%</td> <td>91%</td> <td>91%</td> </tr> <tr> <td>2,000本超え(原則、保安林に限る)</td> <td>直接支援</td> <td>170</td> <td>68%</td> <td>(原則、対象外)</td> <td>27%</td> <td>91%</td> <td>91%</td> </tr> <tr> <td>令和5年度以前の植栽</td> <td>—</td> <td>直接支援</td> <td>170</td> <td>68%</td> <td>23%</td> <td>23%</td> <td>90%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>令和6年度以降の植栽</td> <td>—</td> <td>直接支援</td> <td>180</td> <td>72%</td> <td>18%</td> <td>18%</td> <td>90%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">下刈り</td> <td rowspan="2">—</td> <td>2,000本以下</td> <td>直接支援</td> <td>170</td> <td>68%</td> <td>18%</td> <td>18%</td> <td>90%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>2,001本～2,500本(保安林の場合に限り)</td> <td>直接支援</td> <td>170</td> <td>68%</td> <td>18%</td> <td>18%</td> <td>90%</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table>	工種	細目	区分	植栽本数/ha	造林補助事業		再造林等支援事業(高上げ補助率)		合計補助率		事業区分	査定係数	補助率	普通林	保安林	普通林	保安林	人工造林及び付帯施設等整備	林業適地	普通苗及び付帯施設	2,000本以下	直接支援	180	72%	再造林：18% 付帯施設：18%	18%	再造林：90% 付帯施設：90%	再造林：90% 付帯施設：90%	2,001本～2,500本	直接支援	170	68%	再造林：2,000本/ha以上の18% 付帯施設：18%	22%	再造林：88% 付帯施設：88%	再造林：88% 付帯施設：88%	林業適地外	2,000本以下	直接支援	170	68%	再造林：18% 付帯施設：18%	18%	再造林：90% 付帯施設：90%	再造林：90% 付帯施設：90%	2,001本～2,500本	直接支援	170	68%	再造林：2,000本/ha以上の18% 付帯施設：18%	18%	再造林：88% 付帯施設：88%	再造林：88% 付帯施設：88%	コンテナ苗	林業適地	2,000本以下	直接支援	180	72%	23%	23%	95%	95%	2,000本超え(原則、保安林に限る)	直接支援	170	68%	(原則、対象外)	27%	91%	91%	林業適地外	2,000本以下	直接支援	170	68%	23%	23%	91%	91%	2,000本超え(原則、保安林に限る)	直接支援	170	68%	(原則、対象外)	27%	91%	91%	令和5年度以前の植栽	—	直接支援	170	68%	23%	23%	90%	90%	令和6年度以降の植栽	—	直接支援	180	72%	18%	18%	90%	90%	下刈り	—	2,000本以下	直接支援	170	68%	18%	18%	90%	90%	2,001本～2,500本(保安林の場合に限り)	直接支援	170	68%	18%	18%	90%	90%	<p>採択されたもの。</p> <p>(4) 林業適地以外で人工造林を行う場合は、広葉樹の植栽本数を半数以上とすること。</p> <p>(1) 3回までの下刈りであること。</p> <p>(2) <u>低密度植栽であること。</u></p>
工種	細目	区分	植栽本数/ha	造林補助事業		再造林等支援事業(高上げ補助率)					合計補助率																																																																																																																								
				事業区分	査定係数	補助率	普通林	保安林	普通林	保安林																																																																																																																									
人工造林及び付帯施設等整備	林業適地	普通苗及び付帯施設	2,000本以下	直接支援	180	72%	再造林：18% 付帯施設：18%	18%	再造林：90% 付帯施設：90%	再造林：90% 付帯施設：90%																																																																																																																									
			2,001本～2,500本	直接支援	170	68%	再造林：2,000本/ha以上の18% 付帯施設：18%	22%	再造林：88% 付帯施設：88%	再造林：88% 付帯施設：88%																																																																																																																									
		林業適地外	2,000本以下	直接支援	170	68%	再造林：18% 付帯施設：18%	18%	再造林：90% 付帯施設：90%	再造林：90% 付帯施設：90%																																																																																																																									
			2,001本～2,500本	直接支援	170	68%	再造林：2,000本/ha以上の18% 付帯施設：18%	18%	再造林：88% 付帯施設：88%	再造林：88% 付帯施設：88%																																																																																																																									
		コンテナ苗	林業適地	2,000本以下	直接支援	180	72%	23%	23%	95%	95%																																																																																																																								
				2,000本超え(原則、保安林に限る)	直接支援	170	68%	(原則、対象外)	27%	91%	91%																																																																																																																								
	林業適地外		2,000本以下	直接支援	170	68%	23%	23%	91%	91%																																																																																																																									
			2,000本超え(原則、保安林に限る)	直接支援	170	68%	(原則、対象外)	27%	91%	91%																																																																																																																									
			令和5年度以前の植栽	—	直接支援	170	68%	23%	23%	90%	90%																																																																																																																								
			令和6年度以降の植栽	—	直接支援	180	72%	18%	18%	90%	90%																																																																																																																								
	下刈り	—	2,000本以下	直接支援	170	68%	18%	18%	90%	90%																																																																																																																									
			2,001本～2,500本(保安林の場合に限り)	直接支援	170	68%	18%	18%	90%	90%																																																																																																																									

(注) 1～5 【略】

6 下刈りの対象林齢は、原則、5年生までとする。ただし、生育不良箇所については10年生まで補助対象とできるものとする。
 なお、林業適地として指定される前の令和5年度以前に再造林が実施された箇所で行う下刈りについては、低密度植栽によらず補助の対象とすることができる。

7 【略】

別表第5 (第3条、第8条関係)

事業区分	補助対象経費	工種	補助率	補助の条件
林地残材等搬出支援事業	林業適地において再造林を行う皆伐施業地から発生する林地残材等を有効利用するために必要な山土場から利用施設までの運搬に要する経費。	林地残材等搬出	定額 チップ等端材1トン当たり <u>900円以内</u> <u>ただし、森の工場内からの搬出の場合は1トン当たり1,200円以内</u>	以下のすべてを満たすこと (1) 林業適地内であること。 (2) 再造林が確実に実施される旨を記載した協定書に基づく皆伐施業地から発生する林地残材等であること。 (3) 再造林を実施する皆伐施業地の一施業地面積が0.1ヘクタール以上であること。 (4) 実績報告の際には、利用施設の仕切書等で

(注) 1～5 【略】

6 下刈りの対象林齢は、原則、5年生までとする。ただし、生育不良箇所については10年生まで補助対象とできるものとする。
 なお、林業適地として指定される前の令和5年度以前に再造林が実施された箇所で行う下刈りについては、18パーセント又は22パーセントの補助を適用する。

7 【略】

別表第5 (第3条、第8条関係)

事業区分	補助対象経費	工種	補助率	補助の条件
林地残材等搬出支援事業	林業適地において再造林を行う皆伐施業地から発生する林地残材等を有効利用するために必要な山土場から利用施設までの運搬に要する経費。	林地残材等搬出	定額 チップ等端材1トン当たり <u>720円</u>	以下のすべてを満たすこと (1) 林業適地内であること。 (2) 再造林が確実に実施される旨を記載した協定書に基づく皆伐施業地から発生する林地残材等であること。 (3) 再造林を実施する皆伐施業地の一施業地面積が0.1ヘクタール以上であること。 (4) 実績報告の際には、利用施設の仕切書等で

新 旧 対 照 表

改正後

改正前

搬出量が確認できること。
(5) 出荷先は原則、県内の利用施設に限る。

搬出量が確認できること。

(注) 1 【略】

別表第 6 (第 3 条、第 8 条関係) 【略】

別表第 7 (第 3 条、第 8 条関係) 【略】

別記第 1 号様式 (第 4 条関係) 【略】

(注) 1 【略】

別表第 6 (第 3 条、第 8 条関係) 【略】

別表第 7 (第 3 条、第 8 条関係) 【略】

別記第 1 号様式 (第 4 条関係) 【略】

新 旧 対 照 表

改正後

改正前

別記第1号様式（第4条関係）附属同意書

誓約書兼同意書

- 1 私は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わないことについて誓約いたします。
- 2 私は、高知県森林資源循環利用促進事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。
また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。
誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

（代表者） 職・氏名（自署）

第2号様式（第11条関係）～第5号様式（第13条関係） 【略】

第1号様式（第4条関係）附属同意書

誓約書兼同意書

- 1 私は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わないことについて誓約いたします。
- 2 私は、高知県森林資源循環利用促進事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。
また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。
誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

（代表者） 職・氏名（自署）

第2号様式（第11条関係）～第5号様式（第13条関係） 【略】

新旧対照表

改正後

改正前

別紙1-3-1

年度 高知県森林資源循環利用促進事業費補助金((3)林地残材等搬出支援事業) 内訳書

番号	対象森林						森林所有者の住所及び氏名	樹種	林齢	皆伐面積 (ha)	分類 (C材・D材)	チップ等 端材搬出量 (t)	補助事業費 (実行経費) (円)	補助金額	森の工場名	出荷先 事業所名	再造林の内容(予定)				備考			
	市町村	大字	字	地番	他地番	林小班											植栽 実施期間	樹種	植栽本数 (ha当たりの)	コンテナ苗使用の有無				
											C材													
											D材													
											C材													
											D材													
											C材													
											D材													
											C材													
											D材													
											C材													
											D材													
											C材													
											D材													
											C材													
											D材													
計											C材													
											D材													

- (注)
- 「面積」は、小数点3位以下切り捨て小数点2位止めとしてください。
 - 「チップ等端材搬出量(t)」は、小数点1位以下切り捨て整数止めとしてください。
 - 「補助事業費」に要綱第4条に定める消費税仕入控除税額等がある場合は「備考」欄に金額の内数として記載してください。
 - 「補助金額」は、円未満を切り捨ててください。
 - 皆伐を実施する森林の所在が確認できる図面(1/5,000)を添付してください。
 - 実績報告の際には搬出量を確認することができる資料(仕切書等の写し)を添えてください。
 - 森の工場外からの搬出については、森の工場名の欄は記載不要です。
 - 山土場で破砕したものを搬出した場合については、備考欄に「破砕材」と記載してください。

別紙1-3-2、別紙3-3-1 【略】

別紙1-4-1

事業計画書

1 事業の内訳

単位：円

事業区分	施行箇所	工種又は施設区分	構造規格又は規模	事業量	事業費 (消費税込)	補助対象経費 (A+B+C)	経費内訳			工期		備考
							県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着手 (予定) 年月日	しゅん工 (予定) 年月日	
計												
計												
計												
合計												

- (注)
- 「工種又は施設区分」欄は、別表第6及び別表第7に定める工種又は施設区分ごとに記入することとし、工種又は施設区分ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
 - 1申請で2件以上の導入又は改良を実施する場合は、導入又は改良ごとに計を設けるものとし、「経費内訳」欄は、計のみを記入してください。

別紙1-3-1

令和 年度 高知県森林資源循環利用促進事業費補助金((3)林地残材等搬出支援事業) 内訳書

番号	対象森林						森林所有者の住所及び氏名	樹種	林齢	皆伐面積 (ha)	分類 (C材・D材)	チップ等 端材搬出量 (t)	補助事業費 (実行経費) (円)	補助金額 (720円/t)	出荷先 事業所名	再造林の内容(予定)				備考					
	市町村	大字	字	地番	他地番	林小班										植栽 実施期間	樹種	植栽本数 (ha当たりの)	コンテナ苗使用の有無						
											C材														
											D材														
											C材														
											D材														
											C材														
											D材														
											C材														
											D材														
											C材														
											D材														
											C材														
											D材														
											C材														
											D材														
計											C材														
											D材														

- (注)
- 「面積」は、小数点3位以下切り捨て小数点2位止めとしてください。
 - 「チップ等端材搬出量(t)」は、小数点1位以下切り捨て整数止めとしてください。
 - 「補助事業費」に要綱第4条に定める消費税仕入控除税額等がある場合は「備考」欄に金額の内数として記載してください。
 - 「補助金額」は、円未満を切り捨ててください。
 - 皆伐を実施する森林の所在が確認できる森林基本図(1/5,000)を添付してください。
 - 実績報告の際には搬出量を確認することができる資料(仕切書等の写し)を添えてください。

別紙1-3-2、別紙3-3-1 【略】

別紙1-4-1

事業計画書

1 事業の内訳

単位：円

事業区分	施行箇所	工種又は施設区分	構造規格又は規模	事業量	事業費 (消費税込)	補助対象経費 (A+B+C)	経費内訳			工期		備考
							県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着手 (予定) 年月日	しゅん工 (予定) 年月日	
計												
計												
計												
合計												

- (注)
- 「工種又は施設区分」欄は、別表第6及び別表第7に定める工種又は施設区分ごとに記入することとし、工種又は施設区分ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
 - 事業区分が複数ある場合は事業区分ごとに計を設けるものとし、「経費内訳」欄は、計のみを記入してください。

新 旧 対 照 表

改正後

- 3 「構造規格又は規模」欄は、機械の規格等について記入してください。なお、別表第6及び別表第7のうち呼称単位が「式」及び「－」で表示されている物については、別紙1-4-3を設け、1件（単品目）ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
- 4 「工期」欄は、着手は発注等予定年月日を、完成は購入等予定年月日を記入してください。
- 5 「備考」欄は消費税相当額を記入してください。当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は別紙1-4-4を提出してください。
- 6 補助対象経費に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、補助事業者の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）を提出してください。

別紙1-4-2、別紙1-4-3、別紙1-4-4 【略】

別紙2-4-1

事業変更等計画書

1 事業の内訳 単位：円

事業区分	施行箇所	工種又は施設区分	構造規格又は規模	事業量	事業費(消費税込)	補助対象経費(A+B+C)	経 費 内 訳			工 期		備 考
							県補助金(A)	市町村費(B)	その他(C)	着 手(予定)年月日	しゅん工(予定)年月日	
計												
計												
計												
合 計												

- (注) 1 「工種又は施設区分」欄は、別表第6及び別表第7に定める工種又は施設区分ごとに記入することとし、工種又は施設区分ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
- 2 1申請で2件以上の導入又は改良を実施する場合は、導入又は改良ごとに計を設けるものとし、「経費内訳」欄は、計のみを記入してください。
- 3 「構造規格又は規模」欄は、機械の規格等について記入してください。なお、別表第6及び別表第7のうち呼称単位が「式」及び「－」で表示されている物については、別紙2-4-3を設け、1件（単品目）ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
- 4 「工期」欄は、着手は発注等予定年月日を、完成は購入等予定年月日を記入してください。
- 5 「備考」欄は消費税相当額を記入してください。当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は別紙2-4-4を提出してください。
- 6 補助対象経費に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、補助事業者の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）を提出してください。
- 7 変更箇所について、変更前（上段括弧書き）と変更後（裸書き）とにより変更前と変更後との内容を対比してください（変更のない箇所は、2段書きの必要はありません。）。

別紙2-4-2、別紙2-4-3、別紙2-4-4 【略】

別紙2-4-5 (スマート林業実証等支援)

作業システム向上実践支援

第1 事業の内訳

工種又は施設区分	タイプ	導入・改良	導入・改良機械等			事業量(台、式等)
			名称	型番等	規格	
計						

- (注) 1 「工種又は施設区分」欄は、概要個別表3に定める工種又は施設区分ごとに記入してください。
- 2 「タイプ」欄は、「原木生産型」か「造林・保育型」のいずれかを記入してください。

第2 利用計画

単位：台・ha・m3・%

区 分	導入・改良機械等名称	台数	利 用 計 画					年間利用日数(日)	備 考	
			区分	現在		将来(目標)				
				原木生産量	又は 造林等面積	原木生産量	又は 造林等面積			うち県内
導入・改良に係る部分	(現在)		主伐							
	間伐									
	計									
そ の 他	(将来) 第1 事業の内訳 のとおり		主伐							
			間伐							
			計							
合 計			主伐							
			間伐							
			計							

改正前

- 3 「構造規格又は規模」欄は、機械の規格等について記入してください。なお、別表第6及び別表第7のうち呼称単位が「式」及び「－」で表示されている物については、別紙1-4-3を設け、1件（単品目）ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
- 4 「工期」欄は、着手は発注等予定年月日を、完成は購入等予定年月日を記入してください。
- 5 「備考」欄は消費税相当額を記入してください。当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は別紙1-4-4を提出してください。
- 6 補助対象経費に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、補助事業者の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）を提出してください。

別紙1-4-2、別紙1-4-3、別紙1-4-4 【略】

別紙2-4-1

事業変更等計画書

1 事業の内訳 単位：円

事業区分	施行箇所	工種又は施設区分	構造規格又は規模	事業量	事業費(消費税込)	補助対象経費(A+B+C)	経 費 内 訳			工 期		備 考
							県補助金(A)	市町村費(B)	その他(C)	着 手(予定)年月日	しゅん工(予定)年月日	
計												
計												
計												
合 計												

- (注) 1 「工種又は施設区分」欄は、別表第6及び別表第7に定める工種又は施設区分ごとに記入することとし、工種又は施設区分ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
- 2 事業区分が複数ある場合は事業区分ごとに計を設けるものとし、「経費内訳」欄は、計のみを記入してください。
- 3 「構造規格又は規模」欄は、機械の規格等について記入してください。なお、別表第6及び別表第7のうち呼称単位が「式」及び「－」で表示されている物については、別紙2-4-3を設け、1件（単品目）ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
- 4 「工期」欄は、着手は発注等予定年月日を、完成は購入等予定年月日を記入してください。
- 5 「備考」欄は消費税相当額を記入してください。当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は別紙2-4-4を提出してください。
- 6 補助対象経費に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、補助事業者の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）を提出してください。
- 7 変更箇所について、変更前（上段括弧書き）と変更後（裸書き）とにより変更前と変更後との内容を対比してください（変更のない箇所は、2段書きの必要はありません。）。

別紙2-4-2、別紙2-4-3、別紙2-4-4 【略】

別紙2-4-5

作業システム向上実践支援

第1 事業の内訳

工種又は施設区分	タイプ	導入・改良	導入・改良機械等			事業量(台、式等)
			名称	型番等	規格	
計						

- (注) 1 「工種又は施設区分」欄は、概要個別表3に定める工種又は施設区分ごとに記入してください。
- 2 「タイプ」欄は、「原木生産型」か「造林・保育型」のいずれかを記入してください。

第2 利用計画

単位：台・ha・m3・%

区 分	導入・改良機械等名称	台数	利 用 計 画					年間利用日数(日)	備 考	
			区分	現在		将来(目標)				
				原木生産量/造林等面積	原木生産量/造林等面積	うち県内	割合			
導入・改良に係る部分	(現在)		主伐							
			間伐							
			計							
そ の 他	(将来) 第1 事業の内訳 のとおり		主伐							
			間伐							
			計							
合 計			主伐							
			間伐							
			計							

新 旧 対 照 表

改正後

- (注) 1 「導入・改良に係る部分」の欄には、事業により導入・改良される機械等を使用する作業班(現場＝民有林)の計画量等を記入してください。
 2 「現在」の「原木生産量 又は 造林等面積」の欄は、直近3ヶ年平均実績を記入してください。
 3 「将来」の「原木生産量 又は 造林等面積」の欄は、導入年度の翌年から3年後の年間計画量を記入してください。
 4 【原木生産型】は原木生産量10%以上増加、【造林・保育型】は造林等面積(造林・保育等作業面積)10%以上増加する計画としてください。
 なお、【造林・保育型】の場合、「区分」欄は、地拵え、植栽、下刈りなどの別に読み替えて記入してください。
 5 【原木生産型】は「うち県内」の欄は、県内に木材加工施設を有する事業者等への出荷量を記入し、導入・改良機械等の使用による原木生産量又は合計の原木生産量のいずれかが過半を超える計画としてください。
 6 【造林・保育型】は「うち県内」の欄は、県内の造林等面積を記入し、導入・改良機械等の使用による造林等面積は県内に限ります。
 7 「年間利用日数」の欄は、林業機械の導入後に稼働する年間の日数(計画)を記入してください。

第3 作業システムの現状及び目標

任意指標	現状		目標		効果		事業効果(任意指標の向上)の内容	備考
	数値	単位	数値	単位	(増減量/増減割合)	単位		

- (注) 1 事業の効果として掲げる任意指標は原則、数値を記載してください。
 2 任意指標毎に「現状」と「目標」を記載してください。
 3 「現状」の「数値」の欄は、直近3カ年平均実績 又は 直近の実績を記載してください。
 4 「目標」の「数値」の欄は、導入年度の翌年から3年後の向上する計画数値を記入してください。
 5 指標は少なくとも1項目以上を記載してください。
 6 労働強度の低減等、効果を数値化できない取り組みについては、取り組みの成果として1名以上を新規雇用することで成果とみなします。(備考欄に「新規雇用〇名を予定」と記入)
 7 必要に応じて説明資料(任意様式)を添付してください。

第4 作業システムの向上例(上記 第3の補足説明用:該当する場合に記入してください)

(注) 変更箇所については、変更前(上段括弧書き)と変更後(下段裸書き)とを対比し記入してください(変更のない箇所は、対比する必要はありません。)

別紙3-4-1

実 績 報 告 書

1 事業の内訳

単位:円

事業区分	施行箇所	工種又は施設区分	構造規格又は規模	事業量	事業費(消費税込)	補助対象経費(A+B+C)	経 費 内 訳			工 期		備 考
							県補助金(A)	市町村費(B)	その他(C)	着 手 年 月 日	しゅん工 年 月 日	
計												
計												
計												
合 計												

- (注) 1 「工種又は施設区分」欄は、別表第6及び別表第7に定める工種又は施設区分ごとに記入することとし、工種又は施設区分ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
 2 1申請で2件以上の導入又は改良を実施する場合は、導入又は改良ごとに計を設けるものとし、「経費内訳」欄は、計のみを記入してください。
 3 「構造規格又は規模」欄は、機械の規格等について記入してください。なお、別表第6及び別表第7のうち呼称単位が「式」及び「一」で表示されている物については、別紙3-4-3を設け、1件(単品目)ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
 4 「工期」欄は、着手は発注年月日を、完成は購入等年月日を記入してください。
 5 「備考」欄は消費税相当額を記入してください。当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は別紙3-4-4を提出してください。
 6 補助対象経費に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、補助事業者の直近の消費税等の確定申告書(写し)、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書(写し)を提出してください。

別紙3-4-2、別紙3-4-3、別紙3-4-4 【略】

改正前

- (注) 1 「導入・改良に係る部分」の欄には、事業により導入・改良される機械等を使用する作業班(現場＝民有林)の計画量等を記入してください。
 2 「現在」の「原木生産量/造林等面積」の欄は、直近3ヶ年平均実績を記入してください。
 3 「将来」の「原木生産量/造林等面積」の欄は、導入年度の翌年から3年後の年間計画量を記入してください。
 4 【原木生産型】は原木生産量10%以上増加、【造林・保育型】は造林等面積(造林・保育等作業面積)10%以上増加する計画としてください。
 なお、【造林・保育型】の場合、「区分」欄は、地拵え、植栽、下刈りなどの別に読み替えて記入してください。
 5 【原木生産型】は「うち県内」の欄は、県内に木材加工施設を有する事業者等への出荷量を記入し、導入・改良機械等の使用による原木生産量又は合計の原木生産量のいずれかが過半を超える計画としてください。
 6 【造林・保育型】は「うち県内」の欄は、県内の造林等面積を記入し、導入・改良機械等の使用による造林等面積は県内に限ります。
 7 「年間利用日数」の欄は、林業機械の導入後に稼働する年間の日数(計画)を記入してください。

第3 作業システムの現状及び目標

任意指標	現状		目標		効果		事業効果(任意指標の向上)の内容	備考
	数値	単位	数値	単位	(増減量/増減割合)	単位		

- (注) 1 事業の効果として掲げる任意指標は原則、数値を記載してください。
 2 任意指標毎に「現状」と「目標」を記載してください。
 3 「現状」の「数値」の欄は、直近3カ年平均実績 又は 直近の実績を記載してください。
 4 「目標」の「数値」の欄は、導入年度の翌年から3年後の向上する計画数値を記入してください。
 5 指標は少なくとも1項目以上を記載してください。
 6 労働強度の低減等、効果を数値化できない取り組みについては、取り組みの成果として1名以上を新規雇用することで成果とみなします。(備考欄に「新規雇用〇名を予定」と記入)
 7 必要に応じて説明資料(任意様式)を添付してください。

第4 作業システムの向上例(上記 第3の補足説明用:該当する場合に記入してください)

(注) 変更箇所については、変更前(上段括弧書き)と変更後(下段裸書き)とを対比し記入してください(変更のない箇所は、対比する必要はありません。)

別紙3-4-1

実 績 報 告 書

1 事業の内訳

単位:円

事業区分	施行箇所	工種又は施設区分	構造規格又は規模	事業量	事業費(消費税込)	補助対象経費(A+B+C)	経 費 内 訳			備 考
							県補助金(A)	市町村費(B)	その他(C)	
計										
計										
計										
合 計										

- (注) 1 「工種又は施設区分」欄は、別表第6及び別表第7に定める工種又は施設区分ごとに記入することとし、工種又は施設区分ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
 2 事業区分が複数ある場合は事業区分ごとに計を設けるものとし、「経費内訳」欄は、計のみを記入してください。
 3 「構造規格又は規模」欄は、機械の規格等について記入してください。なお、別表第6及び別表第7のうち呼称単位が「式」及び「一」で表示されている物については、別紙3-4-3を設け、1件(単品目)ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
 4 「工期」欄は、着手は発注年月日を、完成は購入等年月日を記入してください。
 5 「備考」欄は消費税相当額を記入してください。当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は別紙3-4-4を提出してください。
 6 補助対象経費に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、補助事業者の直近の消費税等の確定申告書(写し)、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書(写し)を提出してください。

別紙3-4-2、別紙3-4-3、別紙3-4-4 【略】